

沿 革

昭和51年4月15日 大阪府議会において大阪府立第111高等学校（仮称）設立の件議決。大阪府教青委員会事務局高等学校設立準備室において開講準備事務開始。

昭和51年6月10日 第一期工事（杭打）開始。の日をもって創立記念日とする。

昭和52年1月1日 大阪府立高等学校設置条例の一部改正により大阪府立高石高等学校を設置し、校長に鹿島利治任命。

昭和52年2月28日 校舎普通教室他（第1期工事）竣工。

昭和52年4月1日 開校。第1期生552名12学級）入学。

昭和53年2月28日 校舎普通教室他（第2期工事）竣工。

昭和53年6月30日 プール（第2期工事）竣工。

昭和53年8月31日 体育館（第2期工事）竣工。

昭和54年2月28日 校舎普通教室他（第3期工事）竣工。

昭和55年9月30日 騒音防止塀（第4期工事）竣工。

昭和55年11月30日 環境整備 コート他（第4期工事）竣工。

昭和61年11月8日 創立10周年記念式典挙行

平成8年11月16日 創立20周年記念式典挙行

平成19年11月17日 創立30周年記念式典挙行

平成24年4月1日 新入生より校内でコース制（文系選抜，文系総合，理系，看護医療系）を採用する。

平成26年4月1日 授業時程を45分×7限とする。

平成28年11月5日 創立40周年記念式典挙行

教育目標

- 1 生徒が勉学、部活動、学校行事の三分野すべてに情熱をもって取り組み、しかる後に自分の希望する進路に到達する心爽やかで逞しい生徒を育成する。
- 2 生徒から「行ってよかった」、保護者から「行かせてよかった」、地域の方から「行かせたい」と言われる、生徒・保護者・地域の方から愛される高校をつくる
- 3 全日制普通科中堅進学校としての地位をゆるぎないものとし、かつより高い進学実績をめざす。

教育方針

- 1 広い視野と高い専門的能力を身につけるべく知力を高める。
- 2 報恩感謝の念を養い、規律と礼儀を重んじる生活習慣を身につけさせる。
- 3 自他の人格の尊厳を認め、互いに敬愛し助け合う和の精神を培う。
- 4 いかなる困難も克服し得る粘り強い体力と気力を養う。

- 1 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 夏季休業日 7月21日から8月31日まで。
 - 四 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで。
 - 五 春季休業日 3月16日から4月7日まで
 - 六 前各号に定めるもののほか、教育委員会が定める日
 - 2 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て別に休業日を定め、又は休業日を変更することがある。
 - 3 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことがある。
- 第4章 教育課程及び授業日時数等
(教育課程及び授業日時数)
(略)

第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

- (学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)
- 第9条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。
- 2 各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。
 - 3 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、様式第1号による卒業証書を授与する。

大阪府立高石高等学校学則(抄)

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年大阪府教育委員会規則第7号）第9条の規定に基づき大阪府立高石高等学校（以下「本校」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

(略)

第3章 修業年限 学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 修業年限は、3年とする。

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、吹のとおりとする。ただし、校長が大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て定めたときはその学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

4 校長は、必要と認められた者には、様式第2号による卒業証明書、様式第3号による単位修得証明書、様式第4号による成績証明書及び様式第5号による在学証明書を交付する。
(原級留置)

第10条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第6章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学 出席停止等

(入学資格)

(略)

(第1学年の入学)

(略)

(編入学、転入学)

(略)

(誓約書及び確認書等)

第14条 入学を言午可された者は、入学の日から15日以内に、様式第8号による誓約書及び様式第9号による確認書を校長に提出しなければならない。

2 入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があった者は、入学時に、変更後の住民票の写し等を校長に提出しなければならない。

(保護者等の異動の届け出)

第15条 保護者等はその住所その他に異動のあったときは 速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学)

第16条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は 様式第10号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第16条の2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は 様式第10号の2による願書を提出し校長の許可を受けなければならない。

(海外からの留学生の受入れ)

第16条の3 海外から本校に留学をしようとする者は様式第10号の3による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学をしようとする生徒は 様式第10号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学及び退学)

第17条の2 編入学及び退学をしようとする生徒は、様式第10号の4による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第18条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、 様式第H号による願書に医師の診断

書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

4 校長は、前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

(復学)

第19条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、様式第12号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第20条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第7章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料)

第21条 入学料及び授業料の額は 大阪府立学校条例（平成24年大阪府条例第89号）の定めるところによる。

(※内付方法等)

第22条 前条の入学料及び授業料は 委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2 既納の入学料及び授業料は 還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある、

(免除)

第23条 第21条に定める入学料及び授業料は 委員会の定めるところにより、免除することがある、

(入学許可の取消し)

第24条 校長は、入学を許可された者が、第22条第1項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは 入学許可を取り消すことができる、

第8章 賞 罰

(褒賞)

第25条 褒賞については 校長が別に定める。

(懲戒)

第26条 校長及び教員は 教育上必要があると認めるときは 生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は 校長がこれを行う

3 前項の退学は 吹の各号の一に該当する者に対して行う

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。